

市民参加実施予定シート

担当課：福祉政策課

予定
令和6年10月1日時点

(1) 市民参加の手の続の実施予定について

事業 タイトル	流山市地域支え合い活動推進条例の改正について	市が考える 市民等への影響	メリット ・避難行動要支援者の個別避難計画を自治会等の地域と共有することで、災害時の避難支援の円滑化を図る。 デメリット ・特になし		
正式名称	流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例(案)				
概要	従来、市では「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づいて「支え合い活動対象者名簿」を自治会や民生委員等の地域と共有していたが、今般同条例を改正し、避難行動要支援者の「個別避難計画」を併せて地域と共有することで、避難支援の円滑化を図る。		上位計画 の有無	無（流山市独自）	

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）			市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）		
☐	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		☐	(1) 軽易なもの	
☐	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		☐	(2) 緊急に行わなければならないもの	
☐	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		☒	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
☒	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由		
☐	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		これまで、本条例に基づき、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の機能を有する支え合い活動対象者名簿を地域と共有し、地域支え合い活動を推進してきたが、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことに伴い、個別避難計画の作成と共有についても流山市避難行動要支援者避難支援計画に盛り込むため、改定を行った。 本条例改正は、流山市避難行動要支援者避難支援計画の改定した部分について条例化するものであることから、市民参加の手続きを実施しない。なお、流山市避難行動要支援者避難支援計画の改定にあたっては、流山市福祉施策審議会やパブリックコメント等の市民参加手続を行い、意見を反映させている。		
☐	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合				

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施						

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和5年度		令和6年度												令和○年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由